

社会福祉法人 川崎市幸区社会福祉協議会

移 送 サ ー ビ ス 事 業

この事業は、ご家庭において外出の困難な高齢者や身体に障害を持つ方々を対象に、リフト付移送車両を使い、医療機関・施設等への送迎サービスを行うものです。

【利用内容】 運転ボランティアによる移送

【利用対象者】 幸区内に在住で以下のいずれかに該当し、バスやタクシー、鉄道などの既存の交通機関や一般車両の利用が困難な方

60歳以上の方

身体障害者手帳1・2級を交付されている方

【利用方法】 幸区社会福祉協議会(幸区社協)移送サービス事業の賛助会員として登録 * 賛助会費(年間一口 3,000円)

利用時には付添いの方が必要

【利用範囲】 病気治療のための通院、入退院

福祉施設への入退院

公共団体、福祉団体等が催す事業や会議への参加

公共機関での諸手続き

【利用日時】 月曜日～土曜日(祝日・年末年始を除く)の午前9時～午後4時30分まで

【利用回数】 1ヶ月3回まで

【運行範囲】 幸区内自宅と幸区内・幸区近隣の目的地への送迎(自宅の玄関～目的地の玄関)

【利用者負担】 幸区社協は利用料(運行費・運行協力費)を毎月末に締めて請求書を発行。利用者はこれにより翌月末日までに事務局に支払う

運行費：30円/走行1km。駐車場、高速道路等の費用は利用者負担

運行協力費：500円。利用時間が午前から午後にわたり、かつ3時間を越えた場合、また、やむを得ない事情により利用時間が午後4時30分以降にわたり、かつ3時間を越えた場合に該当

【利用申込み】 利用希望日の2ヶ月前から10日前までに、所定の申請書に会員章を添えて幸区社協へ提出

【事故の賠償】 移送車両走行中の事故は、自動車損害賠償保険及び任意自動車保険の範囲内で補償

社会福祉法人 川崎市幸区社会福祉協議会

〒212-0023 川崎市幸区戸手本町1-11-5

川崎市さいわい健康福祉プラザ内 電話044-556-5500